

安心して地域で暮らし続けるために

認知症、精神障がい、知的障がいなどの精神上的障がいによって、判断能力が低下し支援が必要になった方の為に『**成年後見制度**』という制度があります。この制度を利用すると、**家庭裁判所**が選任した**成年後見人**が、本人の利益を考えながら本人の代わりに**契約などの法律行為**をしたり、本人がおこなった**不利益な法律行為**を後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合



後見

判断能力が
全くない



後見人に代理権と取消権が与えられる。



保佐

判断能力が
著しく不十分



保佐人に特定の事項以外の同意権と取消権が与えられる。



補助

判断能力が
不十分



補助人に一部の同意権と取消権が与えられる。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となったときに備える場合



判断能力があるうちに任意後見人を選んでおく。

check 成年後見制度活用事例

▶ 病気によって判断力が低下した方が、業者に執拗に勧められ20万円する浄水器を買いました。しかし、その額が妥当な額ではなく、本人にとって不利な契約でした。

こんな時・・・判断能力の低下により本来不要なものを買ってしまった、不利な契約を結んでしまった場合、制度を利用していると成年後見人等がその契約を取り消すことができます。

申し立てについて

Q1 申し立てはどこでするのですか？

A 申し立ては、本人の住所地を管轄する**家庭裁判所**にします。

Q2 申し立ては誰でもできますか？

A 申し立てができる人は、ご本人、配偶者、四親等以内の親族が可能です。その他申し立てをする親族がない、親族が申し立てを拒否している場合などは、市長村長が申し立てをすることができることになっています。



物忘れが多くなってきて心配なんだけど、実際どうやって成年後見制度を利用をすればいいかわからないし、そもそも必要なのかもわからないなあ。

成年後見制度は手続きが複雑で、諸費用がかかったり、後見人に報酬を支払わなければならない場合もあります。また、一度申し立てをすると原則取り下げることはできません。包括支援センターではこういった制度についての情報提供や制度利用に向けた相談窓口となっています。物忘れが多くなってきた等お困りごとも含めお気軽にご相談ください。



無料出張講座のご案内

包括支援センターでは地域のサロンや会議、会合などにも出張いたします。高齢者の方が安心して暮らすために必要な情報をお伝えする出張講座ですので、コロナ対策をして安全な集まりに配慮します。講座の内容については事前に打ち合わせを致します。どうぞお気軽にお問合せください。

編集後記

今回は成年後見についての内容でしたが、限られた紙面では伝えきれないこともあり、コロナ禍ではありますが出張講座も開催可能ですので、その際はお声がけしてもらえればと思います。

【発行】御所野地域包括支援センター けやき

秋田市御所野下堤五丁目1番5号

電話：826-0651（代表）

FAX：826-0652



